

平成 27 年度介護報酬改定 介護報酬の見直し案

1. 介護報酬単位の見直し案（平成 27 年 4 月施行分）

- 別紙 1—1：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙 1—2：指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙 1—3：指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙 1—4：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙 1—5：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙 1—6：指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙 1—7：指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準

2. 介護報酬単位の見直し案（平成 27 年 8 月施行分）

- 別紙 2—1：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙 2—2：指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙 2—3：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙 2—4：指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準

3. 介護報酬単位の見直し案（平成 28 年 4 月施行予定分）

- 別紙 3—1：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
- 別紙 3—2：指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準

【参考資料：平成27年4月施行分】

- 参考4-1：厚生労働大臣が定める一単位の単価
- 参考4-2：介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額
- 参考4-3：介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額
- 参考4-4：介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額
- 参考4-5：介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額
- 参考4-6：介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額

【参考資料：平成27年8月施行分】

- 参考5-1：介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額
- 参考5-2：介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額
- 参考5-3：介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状態その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

【参考資料：平成28年4月施行分】

- 参考6-1：厚生労働大臣が定める一単位の単価
- 参考6-2：介護保険法施行規則第六十八条第三項及び第八十七条第三項に規定する厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額